

船舶インシデント調査報告書

令和2年1月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	令和元年8月19日 13時30分ごろ
発生場所	北海道積丹町幌武意漁港東北東方沖 積丹岬灯台から真方位088° 3.4海里付近 （概位 北緯43° 22.5′ 東経140° 33.6′）
インシデントの概要	遊漁船ハイライトエクスプレスは、航行中、主機が停止して運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年9月6日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 ハイライトエクスプレス、6.6トン
船舶番号、船舶所有者等	235-16694北海道、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視程 約20km 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、遊漁を終えて帰航中、主機が停止して運航不能となり、船長が118番通報し、海上保安庁の要請で来援した救難所の所属船により最寄りの漁港にえい航された。</p> <p>本船は、ふだん、船長と親族が使用しており、両舷船尾部の燃料タンクのうち、右舷側の燃料タンクに破孔を生じていたので、親族が同タンク内の燃料を抜き取っていた。</p> <p>船長は、発航前、左舷側の燃料タンクに燃料が入っていることを確認していたが、右舷側の燃料タンクが使用できないことを知らなかったため、本インシデント時、左舷側の燃料タンクの燃料を使い切っていた。</p>
分析	本船は、航行中、船長が、右舷側の燃料タンクが使用できないことを知らず、左舷側の燃料タンクの燃料を使い切ったことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、航行中、船長が、右舷側の燃料タンクが使用できないことを知らず、左舷側の燃料タンクの燃料を使い切ったため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

	<ul style="list-style-type: none">・ 燃料タンク等の状況は、使用者相互において情報を共有すること。・ 燃料タンクは、破孔等を生じた場合、早急に修理すること。
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------